

令和6年門審第19号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年6月17日15時47分

長崎県対馬市黒島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 9.1 トン

登 録 長 12.77メートル 6.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 450キロワット 110キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側にGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ装備した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和5年6月17日15時00分長崎県根緒漁港を発し、黒島北東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、2.5海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させて舵輪後部の椅子に腰を掛けて操船に当たり、15時40分少し前対馬黒島灯台から138度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を023度に定めて自動操舵とし、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

15時43分少し前a受審人は、対馬黒島灯台から103度1.1海里の地点に達したとき、正船首1海里のところに、Bを視認することができ、その後、同船が同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かる状態で、Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、レーダー画面の船首方に船舶が映っていなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、15時47分対馬黒島灯台から066度1.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷船首部に、平行に衝突した。

当時、天候は晴れで風力２の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、汽笛を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が１人で乗り組み、知人１人を乗せ、釣りの目的で、船首０．１メートル船尾０．８メートルの喫水をもって、同日０８時３０分長崎県竹敷港を発し、黒島北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、０９時００分頃目的の釣り場に到着して釣りを始め、釣果を求めて移動を繰り返し、１５時２０分衝突地点付近で、傘部直径が３メートルのパラシュート型シーアンカーを海中に投入し、船首から直径約１２ミリメートルの合成繊維製引き索を約９メートル伸出して船首錨用台座に係止したのち、機関を停止して船首が南南西方を向いて漂泊を開始し、船尾甲板で椅子に腰を掛けて釣りを続けた。

１５時４３分少し前b受審人は、衝突地点で、船首が２０３度を向いていたとき、正船首１海里のところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、Bは、船首が２０３度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは左舷船首部外板に破口を生じ、のち修理され、同船同乗者が左肩打撲傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、黒島東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、黒島東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、黒島東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、レーダー画面の船首方に船舶が映っていなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、黒島東方沖合において、釣りをを行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の他船が漂泊している自船を避

けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、同船と衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月18日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳